

作成日 2002/01/01  
改訂日 2024/04/30

## 安全データシート

## 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	亜硫酸ソーダ液(20 %)
供給者の会社名称	エア・ウォーター・パフォーマンスケミカル株式会社
住所	神奈川県川崎市幸区大宮町1310番
担当部門	RC推進部
電話番号	044-540-0110
緊急連絡電話番号	上記担当部門
推奨用途	工業用一般
使用上の制限	推奨用途以外の用途へ使用する場合は専門家/化学物質専門家等の判断を仰ぐこと。

## 2. 危険有害性の要約

## 化学品のGHS分類

## 健康有害性

特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分2(消化管)  
上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

## GHSラベル要素

## 絵表示



## 注意喚起語

## 警告

## 危険有害性情報

## H371 消化管の障害のおそれ

## 注意書き

粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260)

取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)  
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)  
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。(P308+P311)施錠して保管すること。(P405)  
内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

## 安全対策

## 情報なし

## 安全対策

## 情報なし

## 安全対策

## 情報なし

## 他の危険有害性

## 重要な徴候及び想定される非常事態の概要

## 3. 組成及び成分情報

## 化学物質・混合物の区別

## 混合物

## 化学名又は一般名

## 亜硫酸ナトリウム水溶液

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
亜硫酸ソーダ無水	20 %	Na <sub>2</sub> SO <sub>3</sub>	(1)-502	既存	7757-83-7
水	77.5～80 %	H <sub>2</sub> O	-	-	7732-18-5

## 分類に寄与する不純物及び安定化添加物

## 硫酸ナトリウム(CAS番号 7757-82-6) 2.5 %以下

## 4. 応急措置

## 吸入した場合

気分が悪い時は、医師に連絡すること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。

皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

口をすすぐこと。

飲み込んだ場合、気分が悪いときは、医師に連絡すること。

## 皮膚に付着した場合

## 眼に入った場合

## 飲み込んだ場合

**急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状  
応急措置をする者の保護に必要な注意事項  
医師に対する特別な注意事項**

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。  
情報なし  
救助者は、状況に応じて適切な保護具を着用する。  
症状に応じて処置すること。

**5. 火災時の措置  
適切な消火剤**

**使ってはならない消火剤  
火災時の特有の危険有害性**

**特有の消火方法**

この製品自体は燃焼しない。  
周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。  
情報なし  
燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。  
消火作業は、風上から行う。  
周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。  
火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。  
関係者以外は安全な場所に退去させる。  
消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスクなど)を着用する。

**6. 漏出時の措置  
人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置**

**環境に対する注意事項  
封じ込め及び浄化の方法及び機材**

作業には、必ず保護具(手袋・眼鏡・マスクなど)を着用する。  
多量の場合、人を安全な場所に退避させる。  
必要に応じた換気を確保する。  
漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。  
少量の場合、吸着剤(土・砂・ウエスなど)で吸着させ取り除いた後、残りをウエス、雑巾などでよく拭き取る。大量の水で洗い流す。  
多量の場合、盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてからドラムなどに回収する。  
必要があれば希塩酸、希硫酸などで中和する。  
中和の際は、発熱、発煙などに注意する。  
付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。  
床に漏れた状態で放置すると、滑り易くスリップ事故の原因となるため注意する。  
漏出物の上をむやみに歩かない。

**7. 取扱い及び保管上の注意**

**取扱い** **技術的対策**

**安全取扱注意事项**

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。

取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

取扱い後はよく手を洗うこと。

粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。

『10. 安定性及び反応性』を参照。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

取扱い後はよく手を洗うこと。

『10. 安定性及び反応性』を参照。

施錠して保管すること。

湿気、高温、直射日光を避け、換気の良い場所で保管すること。

酸化剤から離して保管する。

包装、容器の規制はないが密閉式の破損しないものに入れられる。

**接觸回避  
衛生対策**

**保管** **安全な保管条件**

**安全な容器包装材料**

**8. ばく露防止及び保護措置**

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
亜硫酸ソーダ無水	未設定	未設定	未設定
硫酸ナトリウム	未設定	未設定	未設定

厚生労働大臣が定める濃度の基準		
	8時間濃度基準値	短時間濃度基準値／天井値
亜硫酸ソーダ無水	未設定	未設定
硫酸ナトリウム	未設定	未設定

**設備対策**

蒸気、ヒューム、ミストまたは粉塵が発生する場合は、局所排気装置を設置する。

取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。

**保護具****呼吸用保護具**

リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な呼吸用保護具を選択し、着用すること。

**手の保護具**

リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護手袋を選択し、着用すること。

**眼、顔面の保護具**

リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な眼および顔面の保護具を選択し、着用すること。

**皮膚及び身体の保護具**

リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護衣、履物を選択し、着用すること。

**特別な注意事項**

情報なし

**9. 物理的及び化学的性質****物理状態**

液体

**形状**

液体

**色**

無色～淡黄色、透明

**臭い**

無臭

**融点／凝固点**

データなし

**沸点又は初留点及び沸点範囲**

データなし

**可燃性**

不燃性

**爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界**

データなし

**引火点**

データなし

**自然発火点**

データなし

**分解温度**

データなし

**pH**

約9.0(25 °C)

**動粘性率**

データなし

**溶解度**

データなし

**n-オクタノール／水分配係数**

データなし

**蒸気圧**

データなし

**密度及び／又は相対密度**

約1.2(25 °C)

**相対ガス密度**

データなし

**粒子特性**

データなし

**その他のデータ**

情報なし

**10. 安定性及び反応性****反応性**

情報なし

**化学的安定性**

一般的な取扱いにおいて安定。

空気中で徐々に酸化され、硫酸ナトリウムに変わる。

還元性が有り、酸化剤・酸と混触すると、急激な反応を起こし、亜硫酸ガスを放出する。

**危険有害反応可能性**

加熱、裸火、スパーク、混触禁止物質との接触。

強酸、酸化剤、塩素酸ナトリウム、過塩素酸ナトリウム、過酸化水素、クロロベンゼン、硝酸アンモニウム

**避けるべき条件**

硫黄酸化物

**混触危険物質**

情報なし

**危険有害な分解生成物****その他のデータ**

情報なし

**11. 有害性情報****急性毒性**

データ不足のため分類できない。

**経口**

データ不足のため分類できない。

**経皮**

(气体)

**吸入**

GHS定義による气体ではない。

(蒸気)

データ不足のため分類できない。

(粉じん・ミスト)

データ不足のため分類できない。

データ不足のため分類できない。

**皮膚腐食性／皮膚刺激性**

眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	データ不足のため分類できない。
呼吸器感作性	データ不足のため分類できない。
皮膚感作性	データ不足のため分類できない。
生殖細胞変異原性	データ不足のため分類できない。
発がん性	データ不足のため分類できない。
生殖毒性	(生殖毒性)
	データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分1(消化管)の成分が2.5 %のため、区分2(消化管)とした。
誤えん有害性	データ不足のため分類できない。
その他のデータ	動粘性率が不明のため、分類できないとした。 情報なし
硫酸ナトリウムとして	
急性毒性(経口)	データ不足のため分類できない。
急性毒性(経皮)	データ不足のため分類できない。
急性毒性(吸入:蒸気)	データ不足のため分類できない。
急性毒性(吸入:粉じん、ミスト)	データ不足のため分類できない。
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	【分類根拠】(1)、(2)より、区分2Bとした。【根拠データ】(1) OECD TG 405に準拠したウサギを用いた眼刺激性試験で軽度刺激性と判定されており、全ての所見は7日後以内に回復した(SIDS (2006)、REACH登録情報 (Access on September 2019))。(2) 本物質は皮膚刺激性を示さず、眼に対して軽度の刺激性を示す。また、感作性はほとんどない(SIDS (2006))。
呼吸器感作性	データ不足のため分類できない。
発がん性	データ不足のため分類できない。
生殖毒性	【分類根拠】(1)、(2)のように発生影響についてわずかな情報が得られたのみで、性機能・生殖能に関するデータがないことからデータ不足で分類できないとした。【参考データ等】(1) 雌マウスの妊娠8~12日に極めて大用量(2,800 mg/kg/day)を強制経口投与した発生毒性試験において、母動物に異常はみられず、催奇形性等はみられていない。なお、児動物に生後1日での体重の高値がみられたが生後3日には差はみられていない(SIDS (2006))。(2) 雌マウスの妊娠8日あるいは9日に1用量(60 mg/kg)を単回皮下注射した発生毒性試験において、母動物に体重増加がみられ、胎児に骨化遅延がみられた(SIDS (2006))。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	【分類根拠】(1)より、区分1(消化管)とした。【根拠データ】(1) ヒトにおいて医療目的で緩下剤として約300 mg/kg、最大限20 gの用量で経口投与により使用されたが、激しい下痢と腹部痙攣を生じるために、使用されなくなりつつある(SIDS (2006))。
誤えん有害性	データ不足のため分類できない。
12. 環境影響情報	
水生環境有害性 短期(急性)	データ不足のため分類できない。
水生環境有害性 長期(慢性)	データ不足のため分類できない。
生態毒性	データなし
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壤中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	データ不足のため分類できない。
その他のデータ	情報なし
13. 廃棄上の注意	
残余廃棄物	廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。 内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。
汚染容器及び包装	
14. 輸送上の注意	
国際規制	非該当 Not applicable
海上規制情報	
Marine Pollutant	

	Liquid Substance Transported in Bulk According to MARPOL 73/78, Annex II, the IBC Code	Not applicable
国内規制	航空規制情報 陸上規制 海上規制情報 海洋汚染物質 MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら 積み輸送される液体物質	非該当 労働安全衛生法の規定に従う。 非該当 非該当 非該当
特別の安全対策	航空規制情報	非該当
緊急時応急措置指針番号		輸送前に容器の破損、腐食、漏れがないことを確認する。 転落、落下、破損がないように積み込み、荷崩れの防止を確実 に行う。 なし

## 15. 適用法令

労働安全衛生法	非該当
労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付等の義務対象物質(令和7年4月1日施行予定分)	名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9) 硫酸ナトリウム(政令番号:2236) (2.5 %以下)
毒物及び劇物取締法	非該当
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)	非該当
海洋汚染防止法	有害でない物質(施行令別表第1の2) 有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1) 輸出貿易管理令別表第1の16の項 有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)
外国為替及び外国貿易法	
水道法	

## 16. その他の情報

参考文献  
その他

ezSDS (JCDB)

全ての資料や文献を調査したわけではないため、情報漏れがあるかも知れません。また、新しい知見の発表や従来の説の訂正により内容に変更が生じます。重要な決定等にご利用される場合は、出典等をよく検討されるか、試験によって確かめられることをお薦めします。なお、含有量、物理/化学的性質等の数値は保証値ではありません。また、注意事項は通常的な取扱いを対象としたものなので、特殊な取扱いの場合には、この点にご配慮をお願いします。